

業務委託仕様書

1 業務名

市営住宅美香保団地及び白石中央団地屋上点検業務

2 業務目的

札幌市が管理する市営住宅について「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（最終改定 令和4年3月）に従い、有資格者による煙突部位等の損傷、劣化状態の点検を行い、適切な維持管理を目的として実施する。

「札幌市市有施設における石綿含有建材対策要領」（最終改定 令和4年3月）

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/siyusisetutaisaku.html

3 対象施設

- (1) 美香保団地（札幌市東区北17条東12丁目、北18条東12丁目1）
1～6号棟 計6棟
- (2) 白石中央団地（札幌市白石区本郷通1丁目北3）
1・2号棟 計2棟

4 履行期間

契約締結の日から 令和4年10月21日まで

5 業務履行体制

(1) 有資格者の配置

受託者は、直接雇用契約関係にある者の中から、以下のいずれかの者（以下「有資格者」という。）を配置し、本業務に従事させること。

- ア 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示、令和2年7月1日一部改正）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した特定建築物石綿含有建材調査者
- イ 「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成30年10月23日告示、令和2年7月1日一部改正）により厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した一般建築物石綿含有建材調査者
- ウ 日本アスベスト調査診断協会に登録された者

(2) 業務責任者の配置

受託者は、業務遂行にあたり、直接雇用契約関係にある上記（1）に示す有資格者の中から、業務責任者を1名選出し、業務全般にわたり技術的監理を行うこととし、現場にて作業指揮を執ること。

(3) 業務副責任者の配置

受託者は、業務遂行にあたり、直接雇用契約関係にある上記（1）に示す有資格者の中から、業務責任者が事故等で不在の際の業務副責任者を最低1名配置すること。

(4) 連絡、報告及び調整

本業務を円滑に遂行するため、連絡、報告及び調整する体制を定め、委託者の承諾を得るものとする。

6 業務内容

(1) 予定数量 詳細は別図参照のこと

ア 美香保団地

- ・煙突口 計52箇所 内径230mm、地上から排出口までの高さ12.43m
- ・煙突通気口 計39箇所 内径80mm、地上から排出口までの高さ12.75m

イ 白石中央団地

- ・煙突口 計16箇所 内径230mm、地上から排出口までの高さ15.26m

(2) 事前準備・周知

ア 受託者は、業務着手後速やかに、入居者に対して点検を行う旨の周知文書を作成し、委託者に確認を行うこと。

イ 周知文書を作成後、点検対象団地の掲示板へ掲示し、終了後撤去すること。なお、掲示時期及び掲示箇所については、委託者と協議の上で決定すること。

(3) 劣化、損傷状態の点検

ア 現場での作業体制

現場での作業は、2名以上（そのうち少なくとも1名は業務責任者または業務副責任者）の体制で行うものとする。

イ カメラ調査

ファイバースコープ等を使用し、煙突及び煙突通気口（以下「煙突等」という。）上部（排出口）から撮影し、内部の損傷、劣化状態について判断する。なお、損傷、劣化状態の確認方法については「7 損傷、劣化状態の確認・判断基準等について」のとおりとする。

ウ 記録

- ・調査実施箇所を図面等に記載し、判定した損傷、劣化状態について記載すること。
- ・煙突等外観、排出口、煙突等内部を撮影すること。なお、撮影の詳細については、委託者と打合せの上、決定することとする。

(4) 業務条件

- ・点検日、点検時間、点検箇所については、委託者と協議してその指示に従うこと。
- ・点検場所までの経路は、既存の壁面タラップ（はしご）を使用して昇降することとする。

7 損傷、劣化状態の確認・判断基準等について

(1) 確認方法

排出口、煙突等内部については、煙突等上部からファイバースコープ等を使用して、煙道全体の損傷、劣化状態について判断する。煙突等外観については、目視にて、損傷、劣化状態について判断する。

(2) 点検範囲

原則、煙突等上部（排出口）から深度2m程度までとする。

(3) 損傷、劣化状態の判断基準は以下のとおりとする。

損傷、劣化状態		定義
囲-I	損傷	囲い込み材が損傷し、石綿含有建材が露出している。
囲-II	通常	囲い込み材が安定しており、損傷は見られない。

(4) 点検に際しての注意事項等

- ・点検は、ボイラー等の使用を停止した状態で、墜落制止用器具を着用する等の安全面を考慮した上で行うこと。
 - ・点検を行う際は、点検を行う者がばく露しないよう、呼吸用保護具及び保護衣を着用することとし、周辺環境に飛散させないよう、断熱材には一切触れないこと。
- なお、呼吸用保護具は粒子捕集効率95.0%以上とする。

8 提出書類

- (1) 業務着手届 …… 1部 契約締結後速やかに
 - (2) 業務計画書 …… 1部 契約締結後速やかに
 - ア 業務責任者等指定通知書（雇用関係が確認できる書類を含む）
 - イ 業務体制表
 - ウ 業務工程表
 - エ 緊急連絡体制表
 - (3) 打合せ記録簿 …… 1部 委託者の指示による
 - (4) 業務完了届 …… 1部 業務完了後速やかに
 - (5) 成果物 …… 1部 業務完了後速やかに
- 受託者は、前項（1）～（5）に示す書類等のほか、委託者により指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

9 成果物

- (1) 点検作業記録票
対象箇所の点検結果を点検作業記録票にまとめ、住棟毎に作成すること。
- (2) 写真台帳
判断基準に従い撮影した写真を写真台帳等に添付し、整理すること。
- (3) (1)・(2)の電子データ※1
※1 電子データは閲覧できる形式（ワードデータ、エクセルデータ又はPDFデータ）として、その写しをCD-R等で提出すること。なお、電子データはラベルで作成日時・受託者名を明示し、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証した上で提出すること。
※2 受託者の責によらず、やむを得ず点検を実施できない箇所があった場合は、点検作業記録票にその旨を記載すること。

10 一般事項

- (1) 受託者は、契約書、契約約款、仕様書等に従い、本業務を誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、業務実施にあたり、関連法令等を遵守し、業務目的を理解し、目的達成のために効率的かつ最高の技術を発揮するよう努めること。
- (4) 受託者は、業務実施にあたり、委託者と綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。
- (5) 受託者は、業務実施にあたり、常に細心の注意をはらい、入居者及び従事者の安全について十分に対策を講ずること。特に壁面タラップを昇降する際は、厚生労働省が公表する「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」により、墜落制止用器具の着用による従事者の安全対策のほか、工具等の落下防止対策により事故防止に努めること。
- (6) 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。本業務のうち、一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。
- (7) 当該業務において作成した図表等の著作権は、本市に帰属することとし、委託者の承諾を受けることなく、他に公表、貸与あるいは使用してはならない。
- (8) 貸与資料等は以下のとおりとする。なお、すべて電子データによる。
 - ア 付近見取り図
 - イ 屋上平面図、立面図、煙突詳細図
 - ウ 点検作業記録票（様式1）
 - エ 写真台帳（参考様式）
- (9) 業務の実施にあたり、環境に配慮し紙資源やエネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

業務名

市営住宅美香保団地及び白石中央団地屋上点検業務

積 算 書

市営住宅美香保団地及び白石中央団地屋上点検業務

<u>一金</u>	円也
設計委託費	円也
消費税相当額	円也

項目	数量	単位	単価	金額	備考
1 美香保団地 屋上点検					
煙突口	52	箇所			
煙突通気口	39	箇所			
2 白石中央団地 屋上点検					
煙突口	16	箇所			
3 屋上点検報告書作成費					
	1	式			
4 諸経費	1	式			法定福利費含む
合 計					
再 計					千円未満切り捨て
消費税相当額					
総 計					